



令和7年3月26日

亀岡市議会議長 小川 克己 様

発議者 福井 英昭  
平本 英久  
松山 雅行  
木村 勲  
三上 泉  
富谷加都子

亀岡市議会個人情報保護条例の一部を改正する  
条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

## 議第 1 号議案

### 亀岡市議会個人情報保護条例の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市議会個人情報保護条例（令和 4 年亀岡市条例第 3 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

### 亀岡市議会個人情報保護条例の一部を改正 する条例

亀岡市議会個人情報保護条例（令和 4 年亀岡市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「。以下」を「。第 2 0 条において」に改め、同条第 1 0 項中「以下「番号法」」を「第 1 2 条第 5 項において「番号利用法」」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 2 9 条」を削り、同項の表右欄中「番号法」を「番号利用法」に、「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項中「以下「個人情報ファイル簿」」を「第 3 項において「個人情報ファイル簿」」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 2 7 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 1 条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 2 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 8 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 9 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 8 条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第 2 条第 1 0 項の改正規定(「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。)及び第 1 2 条第 5 項の表右欄の改正規定(「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める部分に限る。) 令和 7 年 4 月 1 日
  - (2) 第 5 3 条から第 5 5 条までの改正規定 令和 7 年 6 月 1 日  
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 第 5 3 条から第 5 5 条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。